

時事新報

第三千三百八十二號
明治廿五年六月三十日 木曜
舊曆壬辰六月廿七日 (癸巳)
日出版報六時三十分
月出報費九十五元
半年出報費五百元
年出報費九百五十元
西曆一千八百九十二年

時事新報定價

本報新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價を載せ其代價運送送料廣告料は左の如し
一 一月月報銀四元 三月月報銀十元 六月月報銀二十元 一年月報銀四十元 以上以上七以上
○ 郵費別
○ 寄附金 〇 廣告料

本報(寄稿)付

東京府下を始め各府縣に通信社二あるのありて通商各新聞社に報道を發せし各新聞社は之を受けて紙面を撰載するより各社同一の記事を掲ぐるも算からず編り時事新報社に通信社の多きを以て斯須の社通信社にハ報道すれば本社に其報は達する事と信する方多きが如し爲めに通行を生じたる場合も勇からされ本社に記事編輯を寄稿せんとする方直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

神社佛閣の維持法

日本の山川風物は世界萬國に冠絶して外人をして來遊の心を惹かしむる一の動力たるは疑ひもなき所なれども抑も山川風物は天然の裝置にして國土に固有するものなれば敢て誇るに足らず眞實日本人の美妙なる意匠を發し彼をして感服せしむべきものは工藝美術の技術にして就中、古代の建築に係る神社佛閣の構造の如きは其模範として見る可きものなる可し左れば外人の來遊を促して今後ますます其足跡の繁からんことを欲するに於て我工藝美術の模範とも云ふ可き神社佛閣を保存して來客の心を満足せしむるの計畫も大なる可き然るに王政維新の當初に於て一時狂熱を逞みたる漢學者國學者の排佛論は古代より有名なる文字伽藍に於て其美觀を損じたるのみならず其餘勢は國民の信仰心を動かし國學者流の最も尊信する國內有神教の神社佛閣も維持の困難を感ずるに至り遂に全國の神社佛閣を舉げて目下の有様に陥らしめたるも是非もなき大筋なれ若し今日に於ては變遷するべきは日光の神廟を始めとして國中有名の神社は無論、京都奈良の名社古刹の如き次第に維持に困難にして數年後にはは毀滅を極め遂に日本の偉觀を失ふに至るや底も可らず國人の最も注意すべき所なり故に神社佛閣の維持に目下の急として扱そ方法を案するに信仰者の喜捨に依つて之を維持するは今の社會に望む可きに非ず若し其の手段は其所在地なる府縣市郡の公費を以てするの方法にして例へば京都の神社佛閣は京都市民の負擔と爲して之を維持するもなればざるも公費を以て限りなき維持に供するは到底永久に堪へ可きに非ず殊に其所在地の位置に就て云ふときは京都の神社佛閣は京都の所有物たるが如くなれば實際は日本の偉觀として外國に向て國光を發揚するものなるが故に之を日本の神社佛閣と云ふも不可なく即ち國有の性質を備ふるもの

官報

○東京府告示第五十五號
本年十月小學校教職員乙種檢定並幼稚園保母檢定施行
明治二十五年六月二十九日 東京府知事富田鋠之助

○出雲丸船長に対する判定
據報の如く昨午午前十時十分より運信船內東京船泊所檢所に於て出雲丸船長の公判廷を開き審問主任官伊東治三郎氏正面に審問官横井時庸、同若幹一の兩主任官の兩側に對し船長南出映之氏は審問三つのヒヨラスコトを著し呼出に應じ伊東主任官と相對して著席するや伊東氏は直に左の判定書を読み聞かせ受書を出さしめて閉廷せしが傍聴人は十餘名なり即ち其判定書は左の如し

判官

右以日本郵船會社所有鐵製噴車汽船審問官四百四十六噸四七、公稱馬力七十噸を有する出雲丸に乗組執職中明治二十五年四月五日朝鮮國南岸所安祥嶺近傍に於て本船沈没の顛末遂に詳述
四月三日午後二時朝鮮國濟州浦浦波嶺同國釜山浦へ向け航行の途に翌四日午前四時頃より遠次南風烈烈惡となり船體の動搖烈しく夜に入り風は西方に變じ其力亦減衰し天氣は驟雨として煙霧を帯び距離を認むるも不能は午後九時十五分に至りソノグイヤ群島を東にチクル岩の中間に於て本船の位置を測定し針路を東微南四分の一南に更へ所安祥嶺中なる古爾嶺一を角に向ふ然るに其後潮流の如何を注意せず單に本船の推進力に據り、レ、角に速するは翌五日一時後推進力に其以前に同角を左舷船首に認め得るの目的にて航速中同時三十分頃本船然船首に碎波を認め直に舵柄左舷一拆及機關全速後退の命を下したるも其効を奏するの暇なく午後に前船首部の船底暗礁に衝觸せり故に機關の後退を停め船體の水深を測らしめ船首に於て八尺機關及船尾に於ては手用測深機に達せし後深なるを知り又浸入水の模様を繪せし後機軸室及び船に於ては浸入せし水も船の胸腹に於ては約六尺二尺となりたるの報を得且つ船腹の胸腹に於ては約六尺二尺となりたるの報を得且つ船腹の胸腹に於ては約六尺二尺となりたるの報を得且つ船腹の胸腹に於ては約六尺二尺となりたるの報を得

雑報

○伊豆七福に擄奪職權
從來八丈嶋其他にて島民より訴訟を提起せる時は大抵地役人にて之を裁判し來りたる事なりしが近頃一時に民間訴訟の起り如き事往々ありて右の場合には地役人一人にして民、刑兩裁判を爲さるべからざれば不都合も多からずとて邊般菊池大嶋地役人より例出に對し其筋にては裁判所構成法施行條例第十二條に因り區裁判所設置定當分選查を以て刑事上擄奪の職務を代行せしむる事と爲したる由なり

○新着廣告法
西洋諸國に於ける廣告法の實施に實に驚くの外なく新着更に新奇を加へて尋常一機の手